仕様書

1. 件名　プロパンガス

2. 目的

　本仕様書は、九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所で使用するプロパンガスの契約を行うものである。

　なお、1㎥あたりの単価を定め、使用量に応じて支払う単価契約とする。

3. 納入場所

　別府市石垣東 10 丁目 3-15　九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所

4. 納入期間

　令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5. 契約の履行に要する費用

　受注者は、上記納入場所へのプロパンガス容器の運送・搬入・設置費用、納品書等の書類作成費用、供給に必要な機器の設置費用、その他契約の履行のために必要となる一切の費用は、受注者の負担とし、契約金額に含まれるものとする。

　また、契約終了後、機器の撤去が必要となった場合、その費用は受注者の負担とする。

6. 予定数量

　年間予定数量　20㎥（実績と相違あっても了承すること）

7. 検査

　受注者は、ガスメーターの検針票を毎月、九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所総務課へ提出するものとし、その検針票の確認をもって検査とする。

8. 支払条件

　受注者は、1ヶ月分を月末締めのプロパンガス使用量に、契約時に定めた契約単価を乗じた金額及び基本金額等を加算して得た額の合計額に、その取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額とする。）を請求書により、原則、翌月までに発注者に請求するものとし、発注者は請求書を受理したのち、30日以内に支払を行うものとする。

　なお、機器の設置費用等の請求は、別途協議するものとする。

9. その他

（1）受注者は、善良な管理者の注意をもってプロパンガス容器を搬入等しなければならない。搬入等にあたっては、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する

法律」等の関係法令に従い、火災、その他事故防止に留意するものとする。庁舎等の設備に損傷を与えないように十分注意する、庁舎等に損傷を与えた場合は、受注者の負担により原形に復旧するものとする。

（2）本仕様書に記載なき事項について、疑義が生じた場合は、当局と受注者で協議を行うものとする。

10. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

（2）（1）により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

（3）（1）及び（2）の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがあること。

（4）受注者において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより納入に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。